

令和8年度 鎌倉市

带状疱疹予防接種費用助成のご案内

令和7年度から、65歳以上の方等を対象とした带状疱疹ワクチンが定期接種になりました。

鎌倉市では、定期接種の対象の方に、带状疱疹予防接種の費用助成を行っています。

なお、この予防接種は義務ではなく、ご本人の希望により受ける予防接種です。

予防接種の効果や副反応について理解し、納得してから受けるようにしましょう。

【带状疱疹とは】

- 带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。
- 合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。

【実施期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日

【対象者】

- 接種当日に鎌倉に住民票がある方で、次の(1)または(2)に該当する方が対象です。
- 既に带状疱疹ワクチンの接種を完了している方は費用助成の対象外です。
ただし、過去に接種経験のある方でも、医師から接種が必要と診断された場合は費用助成の対象になります。
- 既に一部の接種を行った場合は、残りの接種について助成を受けることができます。

(1) 次表の生年月日に該当する方(令和8年度対象者)

対象年齢	対象生年月日
65歳	昭和36(1961)年4月2日～昭和37(1962)年4月1日生まれ
70歳	昭和31(1956)年4月2日～昭和32(1957)年4月1日生まれ
75歳	昭和26(1951)年4月2日～昭和27(1952)年4月1日生まれ
80歳	昭和21(1946)年4月2日～昭和22(1947)年4月1日生まれ
85歳	昭和16(1941)年4月2日～昭和17(1942)年4月1日生まれ
90歳	昭和11(1936)年4月2日～昭和12(1937)年4月1日生まれ
95歳	昭和6(1931)年4月2日～昭和7(1932)年4月1日生まれ
100歳	大正15(1926)年4月2日～昭和2(1927)年4月1日生まれ

※ 対象者には3月下旬に「おしらせはがき」(水色)をお送りしています。

(2) 60歳～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、身体障害者手帳1級をお持ちの方

※ (2)に該当する方は、接種時に身体障害者手帳の写しと「接種券」の提出が必要です。

「接種券」については接種の10日前までに市民健康課へ交付申請してください。

【带状疱疹ワクチンとは】

带状疱疹ワクチンには2種類あり、接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なっていますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

接種を希望する方は下記表のワクチンからいずれかを選びます。

■費用・方法等

	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK社)	組換えワクチン 1回目は 1月末までに
自己負担額	3,000円	1回あたり 7,000円	
接種回数と 間隔	1回	2回 (2か月以上の間隔をあける)※	
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種	
接種に注意 が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は、治療後6か月以上置いて接種してください	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です	

(※)組換えワクチン2回目の接種は1回目の接種から2か月以上の間隔をおくと接種することができます。2回目の接種を令和9年3月31日までに完了するためには、1回目の接種を1月末までに完了させなければなりません。病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

【自己負担金の免除について】

対象者に該当し、「同一世帯の家族全員が市民税非課税の方」「生活保護受給中の方」は、接種時に「免除券」を鎌倉市指定の医療機関に提出すると自己負担金が免除されます。

接種を受ける10日前までに市民健康課へ「免除券」の交付申請をしてください。申請をせずに接種を受けた場合、費用の還付は行いません。申請は、電話か市民健康課(本庁舎1階30番窓口)で受け付けます。

【予防接種の受け方】

鎌倉市指定の医療機関に予約をし、次の①～③を持って受けてください。

- ① 「おしらせはがき」(水色)
- ② マイナ保険証等(住所・生年月日を確認できるもの)
- ③ 自己負担金または「免除券」(水色)

【鎌倉市指定の医療機関】

市民健康課や各支所の窓口にある一覧表または市のホームページでご確認ください。

やむを得ない事情により、鎌倉市指定医療機関で受けられない場合は、事前に「予防接種実施依頼書」の交付申請が必要です。接種希望日14日前までに市民健康課へお申し出ください。接種費用の一部補助を受けることができます。また、予防接種法に基づく健康被害救済制度が適用されます。なお、交付を受けずに接種した場合は、全額自己負担です。

【東日本大震災被災者の方について】

東日本大震災により被災し、避難のため鎌倉市に居住している方で【対象者】に該当する方は、鎌倉市に住民登録がなくても、接種費用の助成を受けることができます。詳細は市民健康課にお問合せを。

■帯状疱疹に対するワクチンの予防効果

	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK社)
接種後1年時点	6割程度	9割以上
接種後5年時点	4割程度	9割程度
接種後10年時点	—	7割程度

注 帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの予防効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。なお、ワクチンを接種しても、既に発生した帯状疱疹後神経痛などに対して効果はありません。

■ワクチンの安全性

- ・ ワクチンを接種後に以下の表のような副反応がみられることがあります。
- ・ 頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

主な副反応の発現割合	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK社)
70% 以上	—	疼痛 ※
30% 以上	発赤 ※	発赤 ※、筋肉痛、疲労
10% 以上	そう痒感 ※、熱感 ※、腫脹 ※、疼痛 ※、硬結 ※	頭痛、腫脹 ※、悪寒、発熱、胃腸症状
1% 以上	発疹、倦怠感	そう痒感 ※、倦怠感、その他の疼痛

(※) ワクチンを接種した部位の症状(各社の添付文書より厚生労働省にて作成)

【ワクチンを接種できない人】

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している人
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
※急性の病気で薬を飲んでいる人は、その後の病気の变化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を見合わせる事が原則です。
- (3) ワクチンの成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人
※アナフィラキシーとは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔がはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が息苦しいなどの症状が続き、血圧が下がっていき激しい全身反応です。
- (4) 被接種者本人の接種希望の意思が確認できない場合
- (5) その他、医師から予防接種を行うことが不適当な状態にあるという診断を受けた人

【接種を受ける前に医師と相談した方がよい人】

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する人
- (2) 過去にけいれんの既往のある人

- (3) 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (4) 予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった人
- (5) ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある人

【もしも、副反応が起こったら】

予防接種を受けた後、まれに副反応が起こることがあります。副反応が起こった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。その後、市民健康課に連絡してください。

【他のワクチンとの同時接種について】

- ・ 帯状疱疹ワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン等と同時接種が可能です。
- ・ 生ワクチンについては、他の生ワクチンとは 27日以上の間隔を置いて接種してください。

【予防接種を受けた後の注意事項】

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 副反応の多くは、24時間以内に出現します。この間は特に体調に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすらないようにしましょう。
- (4) 予防接種を受けた後はいつもどおりの生活をしてかまいません。ただし、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- (5) 予防接種を受けた後、まれに副反応が起こることがあります。副反応が起こった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。その後、鎌倉市市民健康課にご連絡ください。

【予防接種健康被害救済制度について】

予防接種によって引き起こされた副反応により、入院治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残るなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合は予防接種法に基づく補償を受けることができます。

補償は、健康被害の程度に応じて、医療費・医療手当・障害年金・葬祭料・遺族年金・遺族年金一時金があり、葬祭料以外については治療終了又は障害が治癒する期間まで支給されます。

なお、高齢者に対する予防接種によって引き起こされた副反応に対する補償の医療費及び医療手当については、入院が必要な程度の医療の場合のみ支給されます。

また、遺族年金及び遺族年金一時金は、死亡当時、被接種者によって生計を維持していた場合のみ支給されます。

(お問い合わせ) 鎌倉市 健康福祉部 市民健康課

0467(61)3979

市ホームページ⇒

